

強い農業づくり交付金交付要綱 の制定について

〔 16 生産第 8261 号
平成 17 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成18年 3月31日 17生産第8566号

この度、強い農業づくり交付金の実施に係る強い農業づくり交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、貴局管内の都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

また、これに伴い、下記の交付要綱は廃止されたので御了知願いたい。

なお、平成16年度までに下記の交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとし、また、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとされたので、申し添える。

以上、命により通知する。

記

卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知）

生産振興総合対策等補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13生産第10199号農林水産事務次官依命通知）

輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金交付要綱（平成14年4月1日付け13生産第10127号農林水産事務次官依命通知）

地域農業構造対策事業費補助金等交付要綱（平成14年4月1日付け13経営第6901号農林水産事務次官依命通知）

(別紙)

強い農業づくり交付金交付要綱

第1 農林水産大臣は、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第5項及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げる、1から3までの経費の相互間における流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 都道府県は、1の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。第9のただし書きを除き、以下同じ。）が別に定める日までに行うものとする。

第6 都道府県は、規則第3条第1号イ又は口の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及び口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 都道府県は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。第10を除き、以下同じ。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出するに当たって第4の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした都道府県は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
強い農業づくり 交付金	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費</p> <p>2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る 事業の実施に関し、事業実施 計画の承認及び事業の推進に 必要な事務並びに指導監督及 び調査検討を行うのに要する 経費 (2) 市町村が1の経費に係る事 業の実施に関し、指導監督等 に要する経費に対し、都道府 県が交付する場合における当 該交付に要する経費</p>	<p>定額、定額（ 6/10、11/20、 1/2、4/10、1/3 以内） なお、それぞ れの交付率に該 当する取組は、 実施要綱別表の 定めるところに よるものとし る。</p> <p>定額（1/2以 内）</p>		<p>1 事業の新設又は廃 止 2 事業実施主体の変 更</p>

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更		
			経費の配分の変更	事業の内容の変更	
(3) 食品流通 の合理化	1 事業費 実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費	定額(4/10、1/3以内) なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更	
	2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	定額(1/2以内)			
2 農業・食品 産業強化対策 推進交付金	(1) 経営力の 強化	1 事業費 実施要綱及び農業委員会等に関する法律第2条第5項に基づいて行う事業に要する経費	定額、定額(1/2以内) なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところによるものとする。	農業委員会等に関する法律第2条第5項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
3 牛肉等関税 財源競争力強 化生産総合対 策費交付金 (1) 競争力強 化生産総合 対策事業費 交付金 ア 産地競 争力の強 化	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費 ただし、実施要綱別表に掲げる 産地競争力の強化に向けた総合的 推進のうち、畜産生産基盤育成強 化、飼料増産、家畜改良増殖、畜 産新技術、食肉等流通体制整備、 耕種作物活用型飼料増産及び多角 的農作業コントラクター育成の取 組並びに飼料基盤活用の促進に限 る。 2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る 事業の実施に関し、事業実施 計画の承認及び事業の推進に 必要な事務並びに指導監督及 び調査検討を行うのに要する 経費 (2) 市町村が1の経費に係る事 業の実施に関し、指導監督等 に要する経費に対し、都道府 県が交付する場合における当 該交付に要する経費	定額、定額（ 6/10、11/20、 1/2、1/3以内） なお、それぞ れの交付率に該 当する取組は、 実施要綱別表の 定めるところに よるものとす る。 定額（1/2以 内）		1 事業の新設又は廃 止 2 事業実施主体の変 更

別記様式第1号(第4関係)

平成 年度強い農業づくり交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、)
(北海道にあつては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり交付金交付要綱第4の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金 円、農業・食品産業強化対策推進交付金 円、牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 円の交付を申請する。

記

事業の目的

事業の内容及び計画(又は実績)

} 注) 様式は次のとおりとする。

1 整備事業

- (1) 農業・食品産業強化対策整備交付金 ----- 様式A
- (2) 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 ----- 様式A

2 推進事業

- (1) 農業・食品産業強化対策推進交付金 ----- 様式B

様式 A

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金（又は 3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金）の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
経営力の強化							
食品流通の合理化	法律補助						
	予算補助						
地域提案メニュー							
合計	事業費						
	附带事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 食品流通の合理化を目的とする取組にあっては、成果目標の妥当性の協議の際における実施要領別記の 2の(1)のイの(イ)の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由に都道府県事業実施計画から変更がある場合は「備考」の欄に記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 4 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 5 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額 円 うち国費 円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
		金融公庫	資金	円	年	
		農協	資金	円	年	

(2) 附帯事務費

区分	事業内容	事業費	負担区分			備考
			交付金	都道府県費	市町村費	
都道府県附帯事務費		円	円	円	円	
市町村附帯事務費						
合計						

- (注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 2 事業費欄及び負担区分欄は、都道府県附帯事務費にあっては、事業内容欄の経費ごと金額を記入するものとし、市町村附帯事務費にあっては、当該事務費の合計金額のみを記入する。
 3 都道府県附帯事務費の使途に専任職員設置費を含む場合にあっては、備考欄に当該専任職員の氏名、役職、所属部課、任用期間、職務の概要を記入すること。

様式 B

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

2 農業・食品産業強化対策推進交付金の対象となる事業の内容等

政策目的	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	都道府県費	市町村費	その他	
経営力の強化	法律補助	円	円	円	円	円	
	予算補助						
地域提案メニュー							
合計							

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 経営力の強化のうち法律補助の欄は、農地利用集積の推進メニューのうち連携強化推進体制整備の都道府県農業会議分について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額 円 うち国費 円」）を記入すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A) 円	都道府 県 費 (B) 円	市 町 村 費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費							
2 農業・食品産業強化対策推進交付金							
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (1) 競争力強化生産総合対策事業費交付金							
合 計							

事業完了予定(又は完了) 年 月 日

収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 交 付 金					
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金					
2 農業・食品産業強化対策推進交付金					
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金 (1) 競争力強化生産総合対策事業費交付金					
合 計					

添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱

別記様式第2号(第6関係)

平成 年度強い農業づくり交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、
北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、強い農業づくり交付金交付要綱第6の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したのから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「強い農業づくり交付金変更承認申請書」を「強い農業づくり交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、強い農業づくり交付金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、強い農業づくり交付金交付要綱により、交付金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度強い農業づくり交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、
北海道にあつては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、強い農業づくり交付金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日まで完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号(第10関係)

平成 年度強い農業づくり交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、
北海道にあつては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、強い農業づくり交付金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として

農業・食品産業強化対策整備交付金	円
農業・食品産業強化対策推進交付金	円の
牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費交付金	円

交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があつたものに限り添付すること。

別記様式第5号(第10関係)

番 号
年 月 日

農政局長 殿

(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、
北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった強い農業づくり交付金について、強い農業づくり交付金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管交付金名									
政策 目的	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	政策目標 (メニュー)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容		
									交付金	都道 府県費	市町 村費						その他
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。